

ホームヘルプサービス神栖社協運営規程

平成18年4月1日
神栖協規程第32号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会が開設するホームヘルプサービス神栖社協（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、次の基準を遵守する。

(1)「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第58号）」

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 ホームヘルプサービス神栖社協（以下、「事業所」という。）

2 所在地 茨城県神栖市溝口1746番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護等の利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画等を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

3 従業者 5名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき、居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週日曜日から土曜日。ただし、12月29日から翌年の1月3日までを除くものとする。
- 2 営業時間 午前7時から午後7時迄とする
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

- 1 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- 2 知的障害者（18歳未満の者を含む）
- 3 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- 4 精神障害者（18歳未満の者除く）

(居宅介護等の内容)

第7条 この事業所が提供する居宅介護の内容は次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 入浴の介護
 - ④ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 3 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- 4 重度訪問介護に関する内容
重度肢体不自由で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。
- 5 同行援護に関する内容
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行う。
- 6 前各号に掲げる便宜に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、指定居宅介護等を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することが

できる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

- ① 事業所から、片道概ね10km未満1回につき 200 円
- ② 事業所から、片道概ね11km以上20km未満1回につき 400 円
- ③ 事業所から片道20km以上の場合1km毎に20円加算

- 4 事業所は、電車・バス等を利用して重度訪問介護、同行援護を提供した場合には、従業員の交通費としてその実費を利用者から徴収するものとする。
- 5 事業所は、前四項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 6 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害者福祉サービス、身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援、又は知的障害者福祉法題15条の11第1項に規定する指定施設支援を受けたときは当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害者福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練給付費の額を控除した額、身体障害者福祉法による指定施設に係る同法17条の10第2項第2号に掲げる額(同法第17条の13の2の規定の適用がある場合にあつては、同法17条の10第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法15条の11第2項第2号に掲げる額(同法15条の14の2の規定の適用がある場合にあつては、同法15条の11第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計が、障害者総合支援法施行令第17条第1項に規定する負担上限額、又は同令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

神栖市全域

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、居宅介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け取るための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に

従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止)

第 13 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 随時

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

【出張所を設置する場合】

- 5 この事業の一部を出張所において行う場合においても、この運営規程の各条項を適用する。

- 6 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
運営規程平成 18 年 4 月 1 日施行は平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。(改訂第 60 号)
- 3 この規程は、平成 21 年 8 月 25 日より施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
(改訂第 86 号)
- 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(改訂第 96 号)